

人とふれあう 生き方に学ぶ

「地域コミュニケーション科」

－広見中学校のライフキャリア教育－

文部科学省教育課程特例校制度による独自教科の新設

鬼北町教育委員会では、広見中学校の「教育課程特例校指定」を文部科学省に申請し、令和6年2月6日付けで文部科学大臣の認可を受けました。

これにより、令和6年度から広見中学校では独自の教科「地域コミュニケーション科」を新設します。

地域コミュニケーション科の 3つの視点

- 地域の人々との交流を通して生き方を学ぶ。
- 地域の人々との関わりの中でシビックプライドを養う。
- コミュニケーションスキルの向上を図る。

ふるさと鬼北の魅力を 実感できる教育活動の創造

地域の歴史、産業、伝統文化等に関わる人々などとの交流により、地域をより広く深く学習するとともに、その人たちの生き方、考え方を学ぶ。

学習例

- ◆ ふるさと再発見ツアー
- ◆ ふるさとワークミーティング

地域と連携した 教育活動の推進

高校生との交流や小学生の学習支援を行ったり、地域のよさを発信する活動に取り組んだりすることを通して、地域の人々との交流を広げ、地域貢献の意義と喜びを体感する。

学習例

- ◆ Uターン学習
- ◆ 中高タイアップ学習
- ◆ 鬼北イメージアッププロジェクト

夢をはぐくむ ライフキャリア教育の推進

地域の青年や県内の大学生との交流を通して、自らの生き方を考える機会とするとともに、町内各職場で働く人々の思いにふれる学習を通して多様な価値観を知る。

学習例

- ◆ くるまざ♡ミーティング
- ◆ ドリームアップミーティング

「地域コミュニケーション科」の学習に充てる時間

各学年の年間標準時間数は変更せず、「総合的な学習の時間」の一部を、「地域コミュニケーション科」の学習時間に移行します。

令和5年度まで		令和6年度から		
学年	総合的な学習の時間	学年	総合的な学習の時間	地域コミュニケーション科
1年	50時間	1年	20時間	30時間
2年	70時間	2年	40時間	30時間
3年	70時間	3年	40時間	30時間

《教育課程特例校制度とは》

○文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2などに基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。

※教育課程特例校指定学校数(令和5年4月現在)
全国で1,801校
(小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校)

※愛媛県内の指定学校…3校(令和5年4月現在)